

定 款

株式会社 L O O P L A C E

2025年7月15日 改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社LOOP PLACEと称し、英文ではLOOP PLACE INC.と表示し、カタカナ表記ではカブシキカイシャループレイスと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)建築並びに土木工事の請負
- (2)不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介
- (3)内装仕上げ工事業
- (4)建築物及び付帯する設備の設計、施工及び工事監理
- (5)都市開発及び都市計画に関する企画、調査、設計及び工事監理
- (6)インテリアの企画、設計、リフォーム、施工及び工事監理
- (7)グラフィックデザイン、ディスプレイデザイン及びパッケージ、建築物、インテリア等のデザインの企画制作並びに業務の請負
- (8)商業施設、オフィス、住宅等の企画設計管理及び施工並びに業務の請負
- (9)造園業
- (10)飲食店の経営
- (11)不動産の所有、管理、利用及び鑑定、融資及び融資の斡旋
- (12)不動産の有効利用計画の策定
- (13)各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- (14)ファイナンシャル・プランニング業
- (15)損害保険代理店業
- (16)広告、宣伝に関する企画制作並びに業務の請負
- (17)インターネットのホームページの企画制作並びに業務の請負
- (18)インターネット等のネットワークを利用した情報の提供並びに情報の収集処理
- (19)インテリアデザイナー及び建築家等のマネージメント業務
- (20)労働者派遣事業
- (21)一般貨物自動車運送事業
- (22)貨物利用運送事業
- (23)荷役運搬設備機器の販売
- (24)家具及び事務機器の製造販売
- (25)紙器及び文具等事務用品の製造販売
- (26)ダンボール箱の製造販売
- (27)産業廃棄物収集運搬業

- (28)オフィスシステムに関する経営指導及び教育の受託
- (29)古物売買並びにその受託販売
- (30)宿泊業
- (31)旅館業
- (32)住宅宿泊事業
- (33)住宅宿泊管理業
- (34)住宅宿泊仲介業
- (35)駐車場・浴場・遊戯場等の経営
- (36)前各号に関するコンサルタント業務
- (37)前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員以外の取締役）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として、又は増員により選任された監査等委員以外の取締役の任期は、退任した監査等委員以外の取締役又は他の監査等委員以外の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

- 第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(電子提供措置等の効力発生日)

- 第 1 条 2025 年 7 月 15 日開催の株主総会の決議による第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。
- 2 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

上記は、当会社の定款に相違ない。

2025 年 7 月 15 日

東京都千代田区神田神保町一丁目 50 番地 6 階

株式会社 L O O P L A C E

代表取締役 飯田泰敬

法務局届出印

法務局届出印